

# 高齢者補聴器購入費助成事業について

津野町では、聴力機能の低下により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、聴力低下による閉じこもりや認知機能の低下を防ぐとともに高齢者の積極的な社会参加および地域交流を支援するため、補聴器本体の購入費用の一部を助成します。

助成を受けるためには、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師による、対象者が中等度難聴であるため補聴器の必要性があることの証明が必要となります。診察及び検査の実施、証明の発行のご協力をお願いします。

## 制度の概要（町民の方への周知内容）

### 対象者（以下の①～⑤をいずれも満たす方）

- ①津野町に住所を有し、満65歳以上の高齢者
- ②津野町に納付すべき債務を滞納していない方
- ③聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ④過去に本事業を利用したことがない方
- ⑤両耳聴力が40デシベル以上70デシベル未満の中等度難聴であって、身体障害者福祉法第15条第1項に規定すると送付県知事が指定した医師であって、聴覚障害の診断書および意見書を記載できる医師により補聴器の発要請を認める証明を受けることができる方（ただし、40デシベル未満でも医師が必要性を認める場合は対象）

### 助成金額

補聴器1台分の購入費用（上限5万円）

※診察料、検査料等の受診費用、修理、保守、電池交換、文書料、付属品等の費用は対象外です。

### 申請の流れ

#### ① 申請書の入手

「津野町高齢者補聴器購入費助成交付申請書」(以下「申請書」という。)を役場で入手、または津野町ホームページよりダウンロードしてください。

#### ② 耳鼻咽喉科を受診

申請書を持参し「耳鼻咽喉科」を受診してください。申請書の「医師による証明欄」に医師の証明をもらってください。※診察料、証明料は自己負担となります。

#### ③ 「申請書」と「補聴器の見積書※」を介護福祉課へ提出

※補聴器販売事業者に、「補聴器本体の購入費用がわかる見積書」を作成してもらってください。

#### ④ 介護福祉課で審査後、助成金の交付の可否を通知

上記対象者の要件に該当しない場合は、不交付となります。交付決定を受けた場合は速やかに補聴器を購入してください。

#### ⑤ 補聴器を購入後、請求書等を介護福祉課へ提出

提出書類：①津野町高齢者補聴器購入費助成金請求書(以下「請求書」という。)

②補聴器本体の購入費用がわかる領収書の原本(領収書の宛名は申請者氏名であること)  
※領収書はコピーを取らせていただき原本をお返しします。

#### ⑥ 申請者本人名義の指定口座に助成金を振込

## ご注意ください

- ・助成金**交付決定前**に購入した補聴器は**助成対象外**です。
- ・補聴器購入費用は**いったん全額自己負担**となります。
- ・請求書は助成金の交付を受けた日の属する年度の末日までに提出して下さい。

## 医療機関のみなさまにご確認いただきたいこと

### ①患者様が医療機関に来られたら

患者様には、申請書を持参して医療機関を受診するようにご案内しています（申請書の様式の中に、医師による証明欄があります。）持参されていない場合は、役場に取りに来ていただくか、津野町のホームページからダウンロードするようご案内をお願いします。

### ②聴力検査の実施、対象者の可否判断について

聴力検査を実施していただき、本事業の対象に該当するか確認をお願いします。

### 《本事業対象者》

両耳聴力が**40デシベル以上70デシベル未満の中等度難聴**であって、補聴器の必要性が認められる方  
※ただし、40デシベル未満でも補聴器が必要と判断される場合は、理由の記載をお願いします。

### 検査の結果、身体障害者手帳の交付対象となる場合

検査の結果、身体障害者手帳の交付の対象となる場合を想定し、役場窓口では「身体障害者手帳の交付申請書」「医師意見書」についてもお渡ししていますが、これらをお持ちでない場合は、介護福祉課（0889-62-2313）へ相談するようご案内ください。

### ③医師による証明欄の記入について

本事業の対象に該当すると判断された場合のみ、記入をお願いします。  
申請書の介護福祉課への提出は患者様へお願いしていますので、患者様へお渡しください。

### ④診察料、文書料（証明料）について

本事業では、診察料、検査料等の受診費用、文書料はすべて自己負担となります。町からの助成はありません。※文書料が発生するため、この制度の対象となる場合は証明欄への記入をしないようお願いします。